

18歳から契約できるクレジットカードの使い方を考えよう

【事例】

大学で使うパソコンをクレジットカードで購入した。毎月の支払いが一定額なのでバイト代で返せると思い、リボ払いを気軽に利用した。半年後にクレジットカードの利用明細を確認したら、高額な支払い残高が残っていた。

【アドバイス】

18歳になると、親権者の同意がなくてもクレジットカードを作ることができます。手元にお金なくても買い物ができるという意味では借金をしていることと同じです。トラブルにならないために「支払計画をしっかり立てる」「手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意する」「利用明細は必ず確認する」「カードは他人に貸さない」など注意してください。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターへお問い合わせください。



18歳から大人



人に貸さない」など注意してください。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターへお問い合わせください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

光回線の勧誘 その場で判断せず、しっかり検討を

【事例】

「インターネットの光回線を引き直す工事をしている。この地域のすべての家を訪問し、案内している」と自宅に業者が訪ねてきた。

【アドバイス】

現在契約している会社と思わせるような勧誘で別の会社と契約させられたとのトラブルが発生しています。内容を確認せずに契約すると違約金や工事費など、高額な支払いが発生する恐れがあります。

トラブルにならないために、その場で1人で判断せず、家族で話し合うなどしっかり検討してください。契約してしまっても、契約書を受け取って8日以内であれば「初期契約解除制度」を利用して解約することができます。困ったときは早めに消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）